

## 熊谷市農業委員会委員候補者の選考等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊谷市農業委員会の委員（以下「委員」という。）の候補者の選考並びに推薦及び募集の手続について、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。次条及び第3条において「法」という。）及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(被推薦者及び応募者の資格)

第2条 委員の候補者として推薦を受ける者及び委員の募集に応募する者は、法第8条第1項に規定する者であつて、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 法第8条第4項各号のいずれにも該当しない者
- (2) 本市の一般職の職員でない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は熊谷市暴力団排除条例（平成25年条例第28号）第3条第2項に規定する暴力団関係者でない者

(推薦の方法)

第3条 法第9条第1項の規定による推薦の方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 個人による推薦
- (2) 法人又は団体による推薦

(推薦等の手続)

第4条 委員の候補者の推薦をしようとする者又は委員の募集に応募しようとする者は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める書類を、市長に提出しなければならない。

- (1) 個人による推薦の場合 熊谷市農業委員会委員候補者推薦書  
(個人用)(様式第1号)
- (2) 法人又は団体による推薦の場合 熊谷市農業委員会委員候補者  
推薦書(法人・団体用)(様式第2号)
- (3) 募集に応募する場合 熊谷市農業委員会委員候補者応募申込書  
(様式第3号)

2 前項の規定による書類の提出は、持参の方法により行うものとする。

(推薦及び募集の周知)

第5条 委員の候補者の推薦及び委員の募集の周知は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市の広報紙及び熊谷市農業委員会の広報紙への掲載
- (2) 市のホームページへの掲載
- (3) その他市長が適当と認める方法

(委員候補者の選考)

第6条 市長は、熊谷市農業委員会委員候補者選考委員会に、推薦を受けた者及び募集に応募した者のうちから委員の候補者を選考させるものとする。

(委員の補充)

第7条 市長は、委員の欠員が2名を超えたときは、速やかに委員の補充の手続を行うものとする。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。